

令和2年度 学校経営計画及び学校評価

1 めざす学校像

「安心・安全+快適」の学校生活・地域生活を実現し、泉南地域のインクルーシブ教育システムの更なる進展をめざす役割と責任を果たす府立知的障がい教育校として以下の3つを掲げる。

- 1 すべての教職員が危機管理や人権を十分理解し、日々の健康管理から救急対応、大災害時の避難・復興にも対応できる知識と技能を有し、組織的に児童・生徒の命を守る学校。(安全・安心の学校づくり)
- 2 すべての教職員が児童・生徒の発達を保証するために、一人ひとりの合理的配慮を明確し、知的障がい児教育に対する自らの「専門性」を維持・向上させる学校。(専門性の高い学校づくり)
- 3 すべての教職員が、児童・生徒の一人ひとりの社会的役割と課題を明確にし、予測困難な未来に対しても対応できる「生きる力」を育成する学校。(豊かな進路実現の学校づくり)

2 中期的目標

「上記3点を実行していく学校」を達成するために、課題と推進体制の明確化、併せて学校の機構改革、効率的な学校経営体制づくりを進める。

- 1 すべての教職員が危機管理や人権を十分理解し、日々の健康管理から救急対応、大災害時の避難・復興にも対応できる知識と技能を有し、組織的に児童・生徒の命を守る学校。(安全・安心の学校づくり)
 <推進体制> 教頭、首席、各学部、校務分掌を中心に全校で役割分担して取り組む。更に PTA 活動とも連携を図る。
 (1) <災害から守る> 災害時の備えを組織的に点検・整備し、学校全体の防災・備蓄をすすめるともに、日常の教室の備えや安全誘導のルーチン化を図る。更に 危機管理マニュアル(防災・避難部分)の教職員一人ひとりの役割を100%把握させ組織的、効率的に対応できる体制を構築する。
 (2) <障がいや疾病・事故から守る> すべての教職員が児童生徒の障がいに対する正しい知識を持ち、疾患や事故発生時の初期対応、情報共有や役割分担などを管理職、保健室、教員で組織的に行う体制を構築する。
 (3) <人権を守る> 教職員誰もが児童生徒の人権を尊重し、いじめや体罰等の人権侵害を根絶する。また、個人情報保護管理を徹底し、児童生徒が安心して学べる環境を構築する。
 (4) <職場の健康を守る> 教職員が健康にそれぞれの職務を遂行し、児童生徒・教職員ともに 快適な職場の環境を構築する。校務分掌や係など仕事の役割の見直し(主担業務分担)や個々の仕事量の均霑化をめざす。
- 2 すべての教職員が児童・生徒の発達を保証するために一人ひとりの合理的配慮を明確し、知的障がい児教育に対する自らの「専門性」を維持・向上させる学校。(専門性の高い学校づくり)
 <推進体制> 教頭、担当首席、自立活動・進路専任指導部、研究部を推進役に、各学部、校務分掌組織で役割分担して取り組む。また LS を核に「地域支援」の機能を向上させる。
 (1) <基礎的環境整備> 「個別の教育支援計画」活用実績をあげ、その実現のための 教材・教具、ICT など教育環境をすながわ高等支援学校(以下すながわと略す)と連携し充実をめざす。
 (2) <合理的配慮> 「個別の教育支援計画」に記載の合理的配慮を具体化する各授業の「個別の指導計画」を作成し実践する。また、教員の児童・生徒に対するアセスメント力(発達・障がい特性理解、自立活動の観点)を高める。
 (3) <授業の専門性向上> 新学習指導要領に準拠した(ICT 教育、プログラミング教育、SST、外国語教育・国際理解教育等)新しい時代に対応した取り組みを通して授業改善を図る。
 (4) <授業の専門性向上> 教員の効率的な協働(チームティーチング)に関する課題を全校的なテーマとしてとりあげ研究を進める。
 (5) <地域支援・相談> 泉南地域全体の支援教育力の向上のため、地域への総合的な支援体制を維持・高め、地域への研修や教材研究の公開、合同相談会をとおして教員の相談支援力の向上を図る。
- 3 すべての教職員が、児童・生徒の一人ひとりの社会的役割と課題を明確にし、予測困難な未来に対しても対応できる「生きる力」を育成する学校。(豊かな進路実現の学校づくり)
 <推進体制> 教頭、首席、職業教育コーディネーター、進路指導コーディネーター、進路職業指導部、リーディングスタッフ、自立活動部が推進役に、各学部、分掌で役割分担して取り組む。
 (1) <自立活動> 全児童・生徒に 自立活動アセスメントをおこない「自立活動」の課題を明確にし、学部による課題別指導、専任部が担当する抽出におけるそれぞれの成果を明確にする。
 (2) <キャリア教育・職業教育> 各学部においてキャリア発達の目標を明確にして「個別の指導計画」に位置付ける。小中高一貫性を確立するため各学部の作業学習・職業学習の実践の交流を行う。職業教育コーディネーターを中心として各学部の作業学習・職業学習の内容の見直しと系統性について調整を図る。地域のさまざまな人材や資源を活用して校内の授業の活性化を図る。
 (3) <進路とアフターケア> 泉南地域の支援機関が一体となる地域のネットワークづくりとその中心的な役割を果たす。教員が一丸となった職場開拓を行い 作業実習・現場実習を通して早期から児童生徒の課題をさぐり、実習の積み重ねによって進路実現をめざす。卒業後の職場定着などアフターケアの支援を積極的に行う。さらに、その課題を後進の指導プログラムに反映させる。以上のことにより、高等部3年の生徒及び保護者のニーズに応えた進路決定100%を実現させる。(令和2年度より3ヶ年毎年100%を維持することを目標とする。)

【学校教育自己診断の結果と分析・学校運営協議会からの意見】

学校教育自己診断の結果と分析 [令和 年 月実施分]	学校運営協議会からの意見

3 本年度の取組内容及び自己評価

中期的目標	今年度の重点目標	具体的な取組計画・内容	評価指標	自己評価
一、安全・安心の学校づくり	(1) 災害時の備えを組織的に点検・整備し、学校全体の防災・備蓄をすすめるとともに、日常の教室の備えや安全誘導のルーチン化を図る。更に 危機管理マニュアル(防災・避難部分)の教職員一人ひとりの役割 100% 把握させ組織的、効率的に対応できる体制を構築する。	ア 災害時における本部機能(応接室)と校長室・事務室の役割を明確にし防災マニュアルに明記し、それぞれ部屋の対応備品を平時より点検、充実を図る。また、バス運行時における連絡体制についても確認と運用についての課題を検討する。 イ 大規模災害を想定し、定例避難訓練以外に日ごろの避難についての教室シミュレーションを行う。またそれを危機管理マニュアルに記載する。また、保護帽など教室の安全対策を進める。 ウ 危機管理マニュアルを使用して教室からの避難、児童生徒対応、救急対応、渉外対応など教員が自己の役割を把握させ行動できるようにする。	ア 災害対策本部の備品一覧図を4月中に完成させ掲示する。本年度内に帰宅困難時備蓄を更に1食分増やす。・地域自治体・自治会の防災担当との協働を学期ごとに行い、避難所情報を職員に示す。バス会社との災害対応マニュアルを改定する。徒歩、自転車等の通学者の災害時対応をマニュアルに追加する。 イ 避難についての指導計画を新たに作成して訓練に臨む。教室から避難する道具(ヘルメット、バール等)を設置する。大規模災害を想定した避難訓練を休み時間、コース等想定を変えて2回以上行う。 ウ 学校評価アンケートによる教職員の危機管理マニュアルの自己の役割把握を指標として100%にする。(H31: 59%)	
	(2) すべての教職員が児童生徒の障がいに対する正しい知識を持ち、疾患や事故発生時の初期対応、情報共有や役割分担などを管理職、保健室、教員が組織的に行う体制を構築する。	エ すべての教職員が児童生徒の障がいに対する正しい知識を得る研修体制と初期対応、情報共有や役割分担など教員が組織的に学べる体制を構築する。 オ てんかん発作だけでなく、様々な障がいに対応する緊急時を想定したシミュレーション訓練を行い、機動的で迅速な対応ができる体制を作る。	エ 障がいに関する校内研修を年1回実施。ヒヤリハット・インシデント報告を最低週1回行う。 オ 緊急搬送シミュレーション訓練を各学部1回実施。てんかん大発作搬送以外の事例のシミュレーション実施を1回取り入れる。	
	(3) 教職員誰もが児童生徒の人権を尊重し、いじめや体罰等の人権侵害を根絶する。また、個人情報保護管理を徹底し、児童生徒が安心して学べる環境を構築する。	カ アレルギー対応委員会による対応マニュアルの改訂と個別対応計画の様式の作成・検討。 キ 定例拡大(年2回)いじめ防止委員会の実施だけでなく、教員や本人・保護者からの日ごろの連絡、随時の報告等で迅速に対応できる学部連絡会+担任の随時の委員会を開き、必要な調査等をして防止委員会が迅速に対応できる体制を確立する。 ク 一般的な人権研修としてマイノリティ研修と指導上における児童生徒人権を守る具体的な人権研修を行い教員の人権に対する意識を維持向上させる。	カ アレルギー対応委員会を毎月実施し、事例の全校共有を図る。個別指導計画を各学部で対象者全員に作成する。 キ いじめ防止委員会(全体会、学部連絡会)の実施。定例としては毎学期、事案発生時は随時実施する。 ク 体罰防止研修、特に体験型人権研修を全体で2回以上(外部講師)を行う。	
	(4) 教職員が健康にそれぞれの職務を遂行し、児童生徒・教職員ともに 快適な職場の環境を構築する。校務分掌や係など仕事の役割の見直し(主担業務分担)や個々の仕事量の均霑化をめざす。	ケ 個人情報についてダブルチェックの為の様式の活用と事前告知、事前事後確認など多重的にミスを防ぐ手立てを行う。 コ 安全衛生委員会等による情報や意見収集、改善具体案作成の推進により、より良い職場環境の改善を具体化する。 サ 働き方改革の視点に立って業務の効率化、スリム化、職員の業務の均霑化をはかる。	ケ 保護者への個人情報誤配付ゼロ。 コ 安全衛生委員会を毎月実施し、職場環境について検討する。 サ 各学部の働き方改革の視点に立った提言を年度内にまとめ、全校で検討の実施する。	

<p>二、 教員・組織の専門性の高い学校づくり</p>	<p>(1) 「個別の教育支援計画」活用実績をあげ、その実現のための教材・教具、ICTなど教育環境をすながわと連携し充実をめざす。</p> <p>(2) 「個別の教育支援計画」に記載の合理的配慮を具体化する各授業の「個別の指導計画」を作成する。また、教員の児童・生徒に対するアセスメント力(発達・障がい特性理解、自立活動の観点)を高める。</p> <p>(3) 新学習指導要領に準拠した(ICT教育、プログラミング教育、SST、国際理解教育等)新しい時代に対応した取り組みを通して授業改善を図る。</p> <p>(4) 教員の効率的な協働(チームティーチング)に関する課題を全校的なテーマとしてとりあげ研究を進める。</p> <p>(5) 泉南地域全体の支援教育力の向上のため、地域への総合的な支援体制を維持・高め、地域への研修や教材研究の公開、合同相談会をとおして教員の相談支援力の向上を図る。</p>	<p>ア 個別の教育支援計画における合理的配慮の記入方法について現状の見直しと様式の改訂を進める。また、各学部の事例の交流を通して記入の方法の校内の一貫性を高める。</p> <p>イ 教員の ICT 機器活用能力向上のための機器や環境の整備、アクティブラーニングルームの設置と活用を、すながわと連携して図る。</p> <p>ウ 合理的配慮を具体化した指導案作成を全教員に浸透させる。そのために「よい授業」の指導プログラムの収集、研究を行う。</p> <p>エ 児童生徒の障がいの理解のためのアセスメント力の向上を図る。自立活動部・研究部が主となってテストやアセスメントについて紹介及び研修を行う。</p> <p>オ 授業改善のうち内容に関する新学習指導要領に準拠した「よい事例」の授業実践を共有し、学校全体における授業内容の改善を進める。</p> <p>カ チームティーチング(TT)や教員の協働による授業づくりを授業研究の課題として各学部・自立活動・進路職業指導部において授業研究を行う。また、初任者研修計画においても全校的な支援体制、研修体制を作る。</p> <p>キ LSを中心として、地域の要望に対応できる質量ともに充実した外部への相談支援体制を作る。</p> <p>ク 校内のLSを中心とした、教育相談支援のチーム作りと相談支援実習・相談事例の事前協議や勉強会などを通して相談支援を教員力向上の視点で推進する。</p> <p>ケ 地域のセンター機能の充実を図るため、地域支援室の教材教具の充実を図る。</p>	<p>ア 個別の教育支援計画に関する校内研修会を年1回の実施する。合理的配慮の記入方法の改訂を行う。学校評価アンケートにおける個別の教育支援計画活用の評価80%以上にする。(H29 75% H30 69% H31 70%)</p> <p>イ アクティブラーニングルームを活用した授業を、泉南・すながわの両校で、学期に1回以上程度見学し成果を共有する。活用した教員、児童生徒にアンケートをとり、肯定的評価70%を目標とする。</p> <p>ウ 各学部3事例、自立活動、職業指導3事例以上を検討材料として共有する。</p> <p>エ 自立活動指導前のアセスメントの100%実施。校務分掌の見直しにより、自立活動の内容に関する検討会議を毎月実施して、自立活動の内容の充実を図る。</p> <p>オ ICT教育、プログラミング教育、SST、外国語教育・国際理解教育、道徳、キャリア教育・職業教育に関する職員学習会を年3回以上実施する。好事例を学期に1回校長より全校に共有する。</p> <p>カ 各学部の校内教科別研修会を学期に1回実施する。初任者研修研究授業を各学部1回以上実施する。</p> <p>キ 地域支援への相談支援(派遣・相談会)の昨年派遣人数を(のべ33人)を超えるものとする。協働した研究の成果発表会を1回実施する。</p> <p>ク 校務分掌に地域支援部を新設し、課題を明らかにするとともに、教育相談力向上の研修会・勉強会を1回以上実施する。</p> <p>ケ 校内のアセスメント教材・テスト等の活用を各学部全員の80%のケースで行う。泉南地域へ教材や実践発表を年1回以上行う。</p>	
-----------------------------	--	---	--	--

<p>三 豊かな進路実現の学校づくり</p>	<p>(1)全児童・生徒に自立活動アセスメントをおこない「自立活動」の課題を明確にし、学部による課題別指導、専任部が担当する抽出におけるそれぞれの成果を明確にする。</p> <p>(2) 各学部においてキャリア発達の目標を明確にして「個別の指導計画」に位置付ける。小中高一貫性を確立するため各学部の作業学習・職業学習の実践の交流を行う。職業教育コーディネーターを中心として各学部の作業学習・職業学習の内容の見直しと系統性について調整を図る。地域のさまざまな人材や資源を活用して校内の授業の活性化を図る。</p> <p>(3) 泉南地域の支援機関が一体となる地域のネットワークづくりとその中心的な役割を果たす。教員が一丸となった職場開拓を行い 作業実習・現場実習を通して早期から児童生徒の課題をさぐり、実習の積み重ねによって進路実現をめざす。卒業後の職場定着などアフターケアの支援を積極的に行う。さらに、その課題を後進の指導プログラムに反映させる。</p>	<p>ア 全児童生徒の自立活動の実態把握と目標を全校的に集積し、自立活動内容6区分27項目に分類するだけでなく「生きる力」「将来への力」にどう結び付くかを具体的に明確化させ指導に取り組む。</p> <p>イ 学部による自立活動時間の指導の指導内容について分析を行い指導内容の充実を図る。</p> <p>ウ 自立活動専任部担当の指導内容の区分の集約、分析を行い、相談支援等の指導内容について分析を行い指導内容の充実とあわせて自立活動指導部と学部との協働を明確にする。</p> <p>エ 「全校キャリア教育目標」と「各学部のキャリア目標」との整合性と小中高の一貫性を具体化する。</p> <p>オ 小中高一貫教育のために各学部のキャリア教育の指導内容を他学部に見えるように各学部のキャリア教育実践交流を行う。</p> <p>カ 職業教育コーディネーターを中心として中学部の作業学習・職業学習の内容について高等部に接続を視点として内容の検討を行う。また、高等部における作業学習・職業学習についても内容の検討し授業の改善を図る。</p> <p>キ 卒業後の生活との連携をめざした事業所、地場産業等のニーズ調査と指導内容についての整合性を検討する。</p> <p>ク 職員が一丸となった進路指導体制の維持向上</p> <p>ケ 泉南地域一体となった連携体制の強化</p> <p>コ 特色ある職業指導内容の開発、特産品の開発、また、地元での野菜や作品販売を促進する。</p> <p>サ SST や身だしなみなど、社会人として必要な能力を高める指導を行う。</p> <p>シ 卒業後の定着支援、アフターフォローを積極的に行い地域や企業等の信頼を高め、さらにその成果を進路指導に反映させる。</p>	<p>ア. 毎月校務会において1事例以上の6区分27項目に関する自立活動アセスメントシートと、指導計画を用いて事例検討する。</p> <p>イ. 自立活動の指導計画(学部担当)における指導区分と内容の一覧作成する。</p> <p>ウ. 自立活動の指導計画(専任部担当)における指導区分と内容の一覧を作成する。</p> <p>エ 「全校キャリア教育目標」を再度検討し、整合性のある「各学部のキャリア目標」(案)の作成。</p> <p>オ キャリア教育実践の指導内容・指導案を全校に公開したモデル授業年2回、校内公開授業週間を年2回実施する。</p> <p>カ 教科会を中心に職業教育の指導内容に関する検討会を立ち上げ複数回の検討と年度末に中学部に提言作成する。また、重度グループにおける作業学習・職業学習についても研究を進める。</p> <p>キ 作業学習に関する事業所のニーズの分析調査。介護・福祉等についてはニーズに合わせた授業を地域の外部講師を活用した授業3回以上、更に実践事例集作成。</p> <p>ク 高等部教員での企業開拓数、実習受け入れ企業数の増加。療育手帳重度(A,B1)生徒のうち就労支援型進路比率とその希望達成数。</p> <p>ケ 事業所見学会、事業所フェア等の地域を知る取り組みを1回以上実施する。</p> <p>コ 特産品(椎茸等)の栽培、販売実績(R1 1回)、校内販売や地域企業・自治会との協力における販売実績(R1 1回)、販売は年3回以上行い、購入者の評価アンケートを実施する。</p> <p>サ ネクタイ・化粧等マナー学習など SST 指導の実施回数(R1 1回) また高等部で継続的に行う。</p> <p>シ 卒業後の定着支援、アフターフォローの実績数(R1 219回)</p>	
------------------------	---	---	---	--